

武蔵野市下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月20日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市下水道条例の一部を改正する条例

武蔵野市下水道条例（平成8年9月武蔵野市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>第14条の2 法第12条の11第1項の規定による使用者は、<u>別表第4の左欄に掲げる物質又は項目ごとに同表の右欄に定める基準に適合しない水質の</u>下水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して公共下水道（終末処理場を設置しているものに限る。以下この条において同じ。）に排除するときは、除害施設を設け、又は必要な措置をし、<u>それぞれ同表の右欄に定める基準に適合する水質の</u>下水にして排除しなければならない。</p>	<p>第14条の2 法第12条の11第1項の規定による使用者は、<u>次の各号に掲げる物質又は項目に応じ、それぞれ当該各号に定める水質の基準に適合しない水質の</u>下水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して公共下水道（終末処理場を設置しているものに限る。以下この条において同じ。）に排除するときは、除害施設を設け、又は必要な措置をし、<u>次の各号に掲げる物質又は項目に応じ、それぞれ当該各号に定める水質の基準に適合する水質の</u>下水にして排除しなければならない。</p> <p>(1) <u>令第9条の4第1項各号（第34号を除く。）に掲げる物質</u> それぞれ当該各号に定める水質の基準。ただし、<u>同条第4項に規定する場合においては、同項に規</u></p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>号の追加</p>

<p>2 製造業又はガス供給業の用に供する施設から公共下水道に排除される下水の水質の基準は、<u>前項</u>の規定にかかわらず、別表第5の左欄に掲げる項目に関し、それぞれ同表の右欄に定める数値とする。</p> <p>別表第4 (別添1のとおり)</p>	<p><u>定する水質の基準とする。</u></p> <p>(2) <u>別表第4の左欄に掲げる項目 同表の右欄に定める水質の基準</u></p> <p>2 <u>前項の規定は、次に掲げる物質又は項目については、1日当たりの下水の平均的な排出量が50立方メートル未満の使用するには、適用しない。</u></p> <p>(1) <u>令第9条の4第1項第28号、第31号及び第32号に掲げる物質</u></p> <p>(2) <u>別表第4の3の項から7の項までに掲げる項目</u></p> <p>3 製造業又はガス供給業の用に供する施設から公共下水道に排除される下水の水質の基準は、<u>第1項</u>の規定にかかわらず、別表第5の左欄に掲げる項目に関し、それぞれ同表の右欄に定める数値とする。</p> <p>別表第4 (別添2のとおり)</p>	<p>号の追加</p> <p>項の追加</p> <p>項の繰下げ</p> <p>字句の改正</p> <p>別表の改正</p>
---	---	--

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

下水道法施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第2号)の施行による下水道法施行令(昭和34年政令第147号)の改正を踏まえ、所要の改正をするものである。

別表第4（第14条の2関係）

	物質又は項目	水質の基準
1	カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム0.03ミリグラム以下
2	シアン化合物	1リットルにつきシアン1ミリグラム以下
3	有機 <sup>りん</sup> 化合物	1リットルにつき1ミリグラム以下
4	鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛0.1ミリグラム以下
5	六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム以下
6	砒 <sup>ひ</sup> 素及びその化合物	1リットルにつき砒 <sup>ひ</sup> 素0.1ミリグラム以下
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀0.005ミリグラム以下
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと。
9	ポリ塩化ビフェニル	1リットルにつき0.003ミリグラム以下
10	トリクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム以下
11	テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム以下
12	ジクロロメタン	1リットルにつき0.2ミリグラム以下
13	四塩化炭素	1リットルにつき0.02ミリグラム以下
14	1・2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.04ミリグラム以下
15	1・1-ジクロロエチレン	1リットルにつき1ミリグラム以下
16	シス-1・2-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.4ミリグラム以下

17	1・1・1-トリクロロエタン		1リットルにつき3ミリグラム以下
18	1・1・2-トリクロロエタン		1リットルにつき0.06ミリグラム以下
19	1・3-ジクロロプロペン		1リットルにつき0.02ミリグラム以下
20	テトラメチルチウラムジスルフィド (別名チウラム)		1リットルにつき0.06ミリグラム以下
21	2-クロロ-4・6-ビス(エチルアミノ)-s-トリアジン (別名シマジン)		1リットルにつき0.03ミリグラム以下
22	S-4-クロロベンジル=N・N-ジエチルチオカルバマー (別名チオベンカルブ)		1リットルにつき0.2ミリグラム以下
23	ベンゼン		1リットルにつき0.1ミリグラム以下
24	セレン及びその化合物		1リットルにつきセレン0.1ミリグラム以下
25	ほう素及びその化合物	河川その他の公共の水域を放流先とする公共下水道に排除する場合	1リットルにつきほう素10ミリグラム以下
		海域を放流先とする公共下水道に排除する場合	1リットルにつきほう素230ミリグラム以下
26	ふっ素及びその化合物	河川その他の公共の水域を放流先とする公共下水道に排除する場合	1リットルにつきふっ素8ミリグラム以下
		海域を放流先とする公共下水道に排除する場合	1リットルにつきふっ素15ミリグラム以下
27	1・4-ジオキサン		1リットルにつき0.5ミリグラム以下
28	フェノール類		1リットルにつき5ミリグラム以下

29	銅及びその化合物	1 リットルにつき銅 3 ミリグラム以下	
30	亜鉛及びその化合物	1 リットルにつき亜鉛 2 ミリグラム以下	
31	鉄及びその化合物（溶解性）	1 リットルにつき鉄10 ミリグラム以下	
32	マンガン及びその化合物（溶解性）	1 リットルにつきマン ガン10ミリグラム以下	
33	クロム及びその化合物	1 リットルにつきクロ ム 2 ミリグラム以下	
34	温度	45度未満	
35	水素イオン濃度	水素指数 5 を超え 9 未 満	
36	生物化学的酸素要求量	1 リットルにつき 5 日 間に 600 ミリグラム未 満	
37	浮遊物質	1 リットルにつき 600 ミリグラム未満	
38	ノルマルヘキサン抽 出物質含有量	鉱油類含有量	1 リットルにつき 5 ミ リグラム以下
		動植物油脂類含有量	1 リットルにつき 30 ミ リグラム以下
39	窒素含有量	1 リットルにつき 120 ミリグラム未満	
40	<sup>リン</sup> 含有量	1 リットルにつき 16 ミ リグラム未満	

備考 この表の28の項、31の項、32の項及び36の項から40の項までの規定は、1日当たりの下水の平均的な排出量が50立方メートル未満の使用者については、適用しない。

別表第4（第14条の2関係）

	項目		水質の基準
1	温度		45度未満
2	水素イオン濃度		水素指数5を超え9未満
3	生物化学的酸素要求量		1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満
4	浮遊物質		1リットルにつき600ミリグラム未満
5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量	1リットルにつき5ミリグラム以下
		動植物油脂類含有量	1リットルにつき30ミリグラム以下
6	窒素含有量		1リットルにつき120ミリグラム未満
7	リン含有量		1リットルにつき16ミリグラム未満